

1. 入院基本料に関する事項

当院には、看護職員が10名以上勤務しています。

2. 四国厚生支局への届出事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

《基本診療科の施設基準》

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| ○有床診療所入院基本料1        | ○夜間緊急体制確保加算  |
| ○看護配置加算1            | ○時間外対応加算1    |
| ○看護補助配置加算1          | ○ハイリスク妊娠管理加算 |
| ○夜間看護配置加算1          | ○夜間・早朝等加算    |
| ○有床診療所急性期患者支援病床初期加算 | ○明細書発行体制加算   |

《特掲診療科の施設基準》

- |                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| ○ハイリスク妊産婦共同管理料（I）              | ○ニコチン依存症管理料     |
| ○HPV核酸検出およびHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定） |                 |
| ○婦人科特定疾患治療管理料                  | ○乳腺炎重症化予防・ケア指導料 |
| ○がん治療連携指導料                     | ○一般不妊治療管理料      |

3. 特別の療養環境の提供の実施

当院は、特別の療養環境の提供（特別個室）を実施しています。

患者さんの希望により特別個室に入院された場合は、下記料金をいただいております。

個室 5床	特別室 3床
料金 2,500円	4,000円・8,000円

4. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行」について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

5. 当院が受けている指定

- |         |                  |
|---------|------------------|
| ○保険医療機関 | ○母体保護法指定医のいる医療機関 |
|---------|------------------|

6. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。当院では、院外処方を行う場合、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。